

令和6年度

第3回倉浜衛生施設組合議会臨時会 会議録

令和7年2月24日 開会

令和7年2月24日 閉会

場 所 : 倉浜衛生施設組合 管理棟3階大会議室

倉浜衛生施設組合議会臨時会会議録

議 事 日 程

令和7年2月24日（月）

午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 4 議案第6号 倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 第 5 議案第7号 倉浜衛生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第8号 令和6年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第2号)

本日の会議に付した事件 (議事日程のとおり)

出席議員（12名）

1番	伊 禮	悟	議員	8番	屋 富	祖 功	議員
2番	上 地	崇	議員	9番	伊 佐	哲 雄	議員
3番	栄 野	比 和	議員	11番	又 吉	亮	議員
4番	喜 友	名 秀	議員	12番	宮 城	政 司	議員
5番	桑 江	直 哉	議員	14番	照 屋	正 治	議員
6番	小 谷	良 博	議員				
7番	町 田	裕 介	議員				

説明のため出席した者の職、氏名

管 理 者	花 城 大 輔	総 務 課 長	天 貝 壽 也
副 管 理 者	佐 喜 眞 淳	総務課主幹	辺士名 俊 明
副 管 理 者	渡久地 政 志	総務課主幹	町 田 洋 人
事 務 局 長	山 城 満		
次長兼業務 第一課長兼 業務第二課長	宮 里 学		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

総 務 係 長	米 須 健	総務課主査	大 城 和 佳
---------	-------	-------	---------

○栄野比和光 議長

皆様あらためましておはようございます。

今臨時会を始める前に前管理者への黙祷を捧げたいと思っております。その後に管理者、副管理者となられましたお二人に就任のご挨拶をお願いいたします。

会議に先立ちまして、桑江朝千夫前管理者のご逝去に際し、謹んで哀悼の意を表すと共にご冥福をお祈りするために1分間の黙祷を捧げたいと思います。ご起立をお願いいたします。黙祷。

(1分間の黙祷)

○栄野比和光 議長

黙祷なおい。ご着席ください。

次に新たに就任され初めての倉浜衛生施設組合議会にご出席の管理者並びに副管理者に一言ご挨拶をお願いいたします。

倉浜衛生施設組合管理者花城大輔副管理者ご挨拶をお願いいたします。

○花城大輔 管理者

倉浜衛生施設組合議会議員の皆様おはようございます。先月の1月26日に沖縄市長に就任をいたしました花城大輔と申します。

先ほどは急逝された桑江朝千夫前市長への黙祷を賜り大変ありがとうございました。桑江前管理者の功績に敬意と哀悼の意を表すると共にご冥福をお祈りしたいと思います。

このたび倉浜衛生施設組合管理者の職を拝命いたしました。当組合の安定的、効率的な運営にしっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員の皆様にはご指導ご鞭撻を賜りますように申し上げまして、私の挨拶とします。これからどうぞよろしくお願いいたします。

○栄野比和光 議長

続きまして、倉浜衛生施設組合副管理者佐喜眞淳副管理者ご挨拶をお願いいたします。

○佐喜眞淳 副管理者

ただ今議長よりお許しをいただきましたので、就任後初の倉浜議会で冒頭ご挨拶を申し上げたいと思います。

まずは沖縄市並びに宜野湾市、そして北谷町から構成される倉浜議会の皆様方におかれましては、日々の議員活動、そして倉浜衛生施設組合の活動に対して敬意を表したいと思います。

松川正則市長、並びに桑江市長が亡くなり、突然の選挙ということで、私自身も昨年の9月に松川市長の後を受け、市民のご理解を得て再び市長へと当選をさせ

ていただきました。

そして倉浜衛生施設組合では副管理者として再任用させていただきました。

私が最初当選した当時、平成24年から平成30年当時、当時は沖縄市では東門市長、そして北谷町においては野国町長という構成メンバーではございましたけれども、時が経つとこのようにメンバーも大きく替わってまいりましたけれども、気持ちは新たな気持ちとして倉浜議会をしっかりと運営をし、花城大輔管理者を支えながら、倉浜衛生施設組合というものをしっかりと営業的或いは運営的にもサポートをしていきたいと思ひますし、議員の皆様方のご理解とご協力を改めてお願いするところでございます。

私ども管理者、副管理者としていろいろと皆様方にもご要望並びにいろいろとご指摘もあるとおもひますけど、是非、いろんな角度からこの組合運営をより良くするために、議員の皆様方のお力添えを賜りますようお願いして副管理者としての挨拶とします。どうぞよろしくお願い致します。

○栄野比和光 議長

ご挨拶ありがとうございました、以上で黙祷及び管理者、副管理者の就任のあいさつを終わります。

それでは、議会を開会いたします。

ただ今より、令和6年度第3回倉浜衛生施設組合議会（臨時会）を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名でございます。棚原議員より欠席の届け出がございます。高安克成議員から連絡がありません。

定足数に達しております、会議は有効でございます。

それでは、本日の会議を開きます。

開会のご挨拶を管理者にお願いいたします。

花城大輔 管理者。

○花城大輔 管理者

令和6年度 第3回 倉浜衛生施設組合議会 臨時会の開会にあたり、ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様におかれましては、臨時会を招集しましたところ、大変お忙しい中、ご出席いただき感謝申し上げます。

早速ですが、本臨時会に上程しております案件は、『議案第5号 専決処分の承認を求めることについて』、『議案第6号 倉浜衛生施設組合 事務局職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例』、『議案第7号 倉浜衛生施設組合 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例』、『議案

第8号 令和6年度 倉浜衛生施設組合 一般会計 補正予算（第2号）』の4件となっております。

議案の内容につきましては、事務局から、ご説明させていただきたいと思います。

なにとぞ慎重なるご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○栄野比和光 議長

以上で、ご挨拶を終わります。

本日は、議事日程第1号によって議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第70条の規定により、議長において、桑江直哉 議員、又吉亮 議員を指名いたします。

○栄野比和光 議長

日程第2、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日2月24日の1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（『異議なし』の声あり）

○栄野比和光 議長

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日、2月24日の1日間と決定いたしました。

○栄野比和光 議長

日程第3、議案第5号、専決処分の承認を求めることについて、議題といたします。当局の説明を求めます。

山城 事務局長。

○山城満 事務局長

おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第5号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和7年2月24日

倉浜衛生施設組合 管理者 花 城 大 輔

3枚目の方をお願いいたします。

事故状況や和解内容を記載しております。

令和6年8月26日（月）午後3時20分頃、沖縄市道38号線のカーブでの接触事故について和解し、損害賠償の額が決定するものであります。

1. 相手方の住所氏名につきましては、表記の通りでございます。

2. 和解の内容 (1) 損害額 組合 24万9,950円、相手方 96万8,900円。

(2) 過失割合 組合 35% 相手方 65%。

3. 損害賠償の額 33万9,115円となっております。

説明は以上となっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○栄野比和光 議長

以上で当局の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(『質疑なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

これより議案第5号について討論に入ります。討論はありませんか。

(『討論なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第5号、専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

異議なしと認めます。よって、議案第5号、専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認いたしました。

日程第4、議案第6号、倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、議題といたします。当局の説明を求めます。

山城 事務局長。

○山城満 事務局長

議案第6号 倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年2月24日

倉浜衛生施設組合 管理者 花 城 大 輔

(提案理由)

沖縄県人事委員会による職員の給与に関する報告及び勧告等を考慮し、所要の改正を行う必要があり、この案を提出する。

主な内容につきましては、議案説明資料を持って説明させていただきたいと思っております。議案説明資料の4ページをお願いいたします。

概要説明の中段にあります3の改正概要をご覧ください。

(1) 沖縄県人事委員会勧告等を考慮し、給料表及び期末手当・勤勉手当の支給割合を改定するものであります。

① 給料表の改定（第1条、2条）

ア 初任給と若年層に重点を置きつつ、すべての職員を対象に引き上げ改定を行うものであります。

イ 職務や職責をより重視した給料体系の見直しによる改定、主に3級以上の職員を対象に引き上げ改定を行うものであります。

② 職員の期末及び勤勉手当支給割合を0.1月分の改定と再任用職員は期末及び勤勉手当を0.05月分改定するものであります。

続きまして、5ページ下にあります。

(2)の諸手当の改定第2条関係。

ア 扶養手当の改定については、配偶者に係る扶養手当6,500円を廃止し、子に係る扶養手当1万円を1万3千円に増額するものであります。

イ 通勤手当の改定については、すみません。6ページをお願いいたします。支給限度額を15万円に引き上げるものであります。

ウ 管理職員特別勤務手当の整備については、管理職員が災害などへ対処するために臨時又は緊急に勤務し、管理者が特に必要と認めた場合に支給するものであります。

エ 住宅手当の改定については、定年前再任用短時間勤務職員への対象拡大するものであります。

続きまして、4の施行期日等、(1) 公布の日から施行する、ただし、給与制度のアップデートなどに係る改正については、令和7年4月1日から施行するものであります。(2) 第1条の規定による改正後の給与条例の規定のうち、別表第2の給料表の規定は令和6年4月1日、期末勤勉手当に関する規定は、令和6年12月1日から適用するものであります。

5 経過措置、(1) 扶養手当の経過措置、子は令和6年度現在は1万円、令和7年度は1万1,500円、令和8年度以降に1万3千円、配偶者は、令和6年度現在は6,500円、令和7年度は3千円、令和8年度以降に廃止となるものであります。

説明は以上となっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○栄野比和光 議長

以上で当局の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。質疑はありますか。

(『質疑なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

これより議案第6号について討論に入ります。討論はありませんか。

(『討論なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第6号 倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

異議なしと認めます。よって、議案第6号 倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり可決いたしました。

日程第5、議案第7号、倉浜衛生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議題といたします。当局の説明を求めます。

山城 事務局長。

○山城満 事務局長

議案第7号 倉浜衛生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

倉浜衛生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年2月24日

倉浜衛生施設組合 管理者 花 城 大 輔

提案理由：会計年度任用職員の給与の改定を行う必要があるため、この案を提出する。

主な概要につきましては、議案説明資料の61ページをお願いいたします。

概要説明の中段にある、3の改正概要をご覧ください。

(1) 倉浜衛生施設組合職員の給料表の改定を考慮し、給料表を改定するものがあります。

① 給料表の改定（第1条）、初任給と若年層に重点を置きつつ、すべての職員を対象に引き上げ改定を行うものであります。

② 給料表の改定（第2条）、職務職責を重視した給料表を導入するものであります。

これは、主に3級の給料表の改定を行うものであります。

4 施行期日等

(1) 公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。

(2) 第1条の規定による改正後の給与条例の規定は令和6年4月1日から適用する。
説明は以上となっております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○栄野比和光 議長

以上で当局の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(『質疑なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

これより議案第7号について討論に入ります。討論はありませんか。

(『討論なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第7号 倉浜衛生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

異議なしと認めます。よって、議案第7号 倉浜衛生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決いたしました。

日程第6、議案第8号、令和6年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第2号)について、議題といたします。当局の説明を求めます。

山城 事務局長。

○山城満 事務局長

議案第8号 令和6年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第2号)。

みだしのことについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき議会の議決を求める。

令和7年2月24日

倉浜衛生施設組合 管理者 花 城 大 輔

予算書の1ページをお願いいたします。

令和6年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12億5,303万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億8,174万9千円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法 第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和7年2月24日

倉浜衛生施設組合 管理者 花 城 大 輔

続きまして、2ページから3ページの第1表歳入歳出予算補正の表をご覧ください。

最初に、3ページの歳出の中段にあります衛生費の補正額12億5,673万円につきましては、主に令和6年度から工事着手しております、熱回収施設における基幹的設備改造工事に対して、国から昨年12月に循環型社会形成推進交付金の追加内示を受けて、補正するものであります。

その財源の内訳としては、2ページの歳入をご覧ください。

3款国庫支出金と8款組合債の補正額が主な財源となっております。

続きまして、4ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費。4つの事業について繰越明許費の計上を行っております。

1段目の、受入供給設備修繕整備（ごみクレーンK1・K2）の繰越理由としては、この修繕整備については、ごみ搬入量、ピット残量やクレーン稼働状況などを見ながら修繕整備を行う必要があるため、その限られた期間のなかで修繕整備を完了することができなかったことにより繰越すものであります。

2段目の令和6年度熱回収施設基幹的設備改造工事と4段目の最終処分場浸出水処理施設基幹改良工事の繰越理由といたしましては、機器等調達納期の不測の日数を要しているため、繰越ものであります。

3段目の令和6年度熱回収施設基幹的設備改造工事（その2）の繰越理由といたしましては、昨年、12月の国の補正予算成立を受け、交付金の追加内示があったことに伴い、補正予算（第2号）にて必要経費を計上し、予算を繰り越して事業を実施することによるものです。

続きまして、5ページ、6ページをお願いいたします。

第3表の債務負担行為補正については、去る8月定例議会において、補正予算（第

1号)の中で債務負担行為として、議決いただいた項目に対して追加と変更がございます。

表の1追加の主なものは、上から3段目、搬入車両案内業務委託については、これはリサイクルセンターへ搬入する収集車両の案内業務となっておりますが、これまで、職員で行っていたものを、外部委託することで経費削減を図りたいと考えており追加したものであります。

4段目の使用済二次電池処理業務委託につきましては、使用済の二次電池のなかで、リサイクルマーク無、膨張・破損した二次電池については、これまで受入れ不可となっておりますが、構成市町からの要望を受け、令和7年4月1日より委託にて適正処理していきたいと考えております。

続きまして、6ページの表の2変更については、計量業務委託については、計量棟にて収集車両を受付、また、計量器でゴミを計量する業務となっております。

これまで収集車両の受入れは月曜日から土曜日までとなっておりますが、事業系許可業者をはじめ構成市町から事業系の可燃ゴミについては日曜日も受け入れてもらえないかというような要望を受けまして、新たに日曜日の6時から12時までの午前中になります。計量業務委託を追加するもので、限度額を62万8千円増額させて、447万4千円に変更するものであります。

7ページをお願いいたします。第4表の地方債補正でございます。

起債の目的の改造工事および基幹改良工事の契約差額の歳出補正に伴い、限度額を補正しております。

次のページをお願いいたします。

補正予算第2号に関する説明書の中から、主なものを説明させていただきます。説明書の3ページをお願いいたします。3ページは歳入となっております。

3款1項1目衛生費国庫補助金の補正額6億3,086万3千円の増につきましては、主に熱回収施設基幹的設備改造事業に充当する国庫補助金「循環型社会形成推進交付金」で補助率は5割となっております。

この交付金については、当初予定していた事業に契約差額が発生し、事業費が減額となった場合、該当する年度の交付金を減額せずに、次の交付金から差し引くというもので、単年度だけで交付金額を合わすのではなく、複数年度の交付金の総額で合わせていくという年度間調整という仕組みを沖縄県と調整のうえ、活用しております。

その年度間調整の仕組みを踏まえまして、説明欄1の熱回収施設基幹的設備改造事業交付金の139万5千円減については、これは令和5年度予算の基幹的設備改造事業の契約差額が279万円のうち、5割にあたる交付金分139万5千円を減額するものであります。

続きまして、説明欄2の交付金（その2）6億3,225万8千円につきましては、今回補正予算（第2号）で計上させていただいております工事請負費の事業費12億6,994万7千円のうち、5割にあたります交付金分の6億3,497万3千円から令和6年度当初で契約いたしました改造事業の契約差額のうち、交付金分の271万5千円を年度間調整額として、差し引いて計上しているものであります。

続きまして、4ページをお願いいたします。

5款1項1目財政調整基金繰入金の補正額1,513万3千円の減につきましては、今回の補正予算に掛かる歳入歳出の減額分を基金へ繰り戻すものであります。

5ページをお願いいたします。

8款1項1目衛生債の補正額6億3,730万円の増につきましては、説明欄の各事業費の契約差額などの補正に伴う起債額の変更分となっております。

次に6ページをお願いいたします。こちらから歳出となっております。

一般管理費の補正額は、361万2千円の減となっております。

主な要因としまして、2節給料については、給料表の改定等による増が主なもので、1節報酬などの会計年度任用職員の関連経費については、療養代替職員1名分の未執行分により減するものであります。

続きまして、8ページをお願いいたします。

熱回収施設の10節需用費2,295万円の減については、薬品の契約差額による消耗品費の減額となっております。

また、14節工事請負費の補正額12億6,994万7千円の増につきましては、国の補正予算成立に伴う事業の追加分（熱回収施設基幹的設備改造工事（その2））の追加分によるものでございます。

今回の工事予定しております工事範囲としましては、ガス化溶融設備、燃焼ガス冷却設備、排ガス処理設備、溶融飛灰処理設備、給水設備を予定しているものであります。

説明は以上となっております。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○柴野比和光 議長

以上で当局の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○柴野比和光 議長

桑江直哉 議員。

○桑江直哉 議員

ちょっと分からない部分があって、質問しますが、5ページの第3表 債務負担行為補正の中で使用済二次電池処理業務委託についてですけれども、これまでは家庭ごみに混ざって事故が起きたり等あったと思うんですが、この電池の収集は

これまでは、やっていませんでしたけれども、今後は行うということでよろしいんですか。ちょっとその部分をお聞かせください。お願いします。

○栄野比和光 議長

宮里 次長兼業務第一課長兼業務第二課長。

○宮里 学 次長兼業務第一課長兼業務第二課長

桑江直哉議員の質疑にお答えします。使用済二次電池につきまして、通常のリサイクルマークがついているものについては受け入れ処理はできております。

今後、使用済電池のリサイクルマークがないもの、膨張しているものについて、受け入れを行うものでございます。以上です。

○栄野比和光 議長

桑江直哉 議員。

○桑江直哉 議員

ありがとうございます。今後はパソコンのこういう膨張したリチウム電池のものとか、良く見かけるんですけれども、そういうものも回収するということなんですね。ありがとうございます。これまではやってなかったということですよ。これまではなんと言うんですか。この回収業者とかそういったところにやっていたと思うんですが、今後はこの倉浜衛生施設組合でもそういう回収をするということで、パソコンとかそういうものではないですよ。この電池だけということですよ。よろしいですか。

○栄野比和光 議長

山城 事務局長。

○山城満 事務局長

桑江直哉議員の質疑にお答えいたします。この使用済電池の処理業務については、先ほど説明した通りでありますけど、これまでの二次電池については、リサイクルマークがあるものや正常に電池が消えているもの、膨張、破損していないものについては、倉浜の方で受け入れしていました。

今後は、これまで構成市町の方で回収していなかったものが対象ですけれども、リサイクルマークのないもの、膨張したもの、これについても受け入れをする。その代わり回収については、これは構成市町の回収の方法はいろいろあるかと思いますが、倉浜の方ではそれを受け入れると、処理をしていくという業務になっております。以上です。

○栄野比和光 議長

桑江直哉 議員。

○桑江直哉 議員

ありがとうございます。今後はこの倉浜衛生施設組合としてはこの受け入れる

準備ができたということで理解できました。ありがとうございます。今後、各2市1町では、それをごみの回収のものに、案内等は各市町の判断でやるということとでよろしいですかね。最後これだけ確認して終わります。

○栄野比和光 議長

宮里 次長兼業務第一課長兼業務第二課長。

○宮里 学 次長兼業務第一課長兼業務第二課長

桑江議員がおっしゃったように収集形態についてまた周知についても構成市町の方で確認しているところでございます。

○栄野比和光 議長

喜友名秀樹 議員。

○喜友名秀樹 議員

ありがとうございます。すみません。ちょっと分からないので、聞き方もどうしようかと思っているんですけども、説明資料の方ですね、歳出の方で3款1項1目の14節の工事請負費の12億6,994万7千円、その部分と歳入の方にあります3款1項1目、説明欄2、それから組合費ですね8款1項1目の説明欄1ですね、戻りまして5款1項3目の説明欄1と、合算しての歳出の方になるかと思うんですけども、この処理の方法で先ほど年度間調整を県と行ったということでありましたけれども、あまり聞き慣れない言葉でありますので、もう少しなぜこの処理方法になったのかという経緯とこれが同組合においては、この処理方法については、良くあることなのかも含めてもう少し説明をいただけたらと思います。よろしくお願いします。

○栄野比和光 議長

天貝 総務課長。

○天貝 壽也 総務課長

ではただ今のご質疑にお答えいたします。まず、年度間調整というものを改めてご説明いたします。一般的に補助金関係については、事業の進捗等により、予定事業費より、実績額が減額となる場合に変更交付申請という手法で交付金額を選考する方法や実績報告時に不用額として報告するという方法がございます。だが当該交付金については、それ以外にも年度間調整という手法がございます。今回行っている年度間調整につきましては、循環型社会形成推進交付金交付要領等において、著しい変更が伴わない、若干の金額の増減であれば、基本的には年度間調整で対応するという仕組みになってございまして、今回はこの年度間調整を行っているところでございます。

なお、ほかの組合さんでもやった事例がありますし、当組合においても、清水苑を建設した際にも年度間調整を行っているという状況でございます。以上です。

○栄野比和光 議長

喜友名秀樹 議員。

○喜友名秀樹 議員

ありがとうございます。それでもちょっと分からないですけれども、実際の施設と言いますけれども、当施設でもあったということですが、この行政間ではあまりないはずですよ。こういった交付金の通常合わせた感じでこういう処理方法があるということの認識でよろしいですか。交付金の事業内容がこういう処理方法があるということで、あまり行政の中では聞き慣れない処理方法なので、ちょっと分からなくてご質疑させていただいているんですが、そのような捉え方でよろしいですか。交付金の先ほど説明があったんですけれども、交付金の特性上ということよろしいですか。

○栄野比和光 議長

天貝 総務課長。

○天貝壽也 総務課長

ただ今のご質疑にお答えいたします。まず、全ての交付金について、年度間調整があるかということについては、私どもの方では承知をしているところではございません。ただ、今回使っている循環型交付金については、要領において、年度間調整という方法がありますよと、しっかりと明記させてもらっておりますので、この方法を活用させてもらっているところでございます。以上です。

○栄野比和光 議長

又吉亮 議員。

○又吉亮 議員

財源のところで少し聞かせていただきたいなあとということなんですけど、熱回収施設基幹的設備改良工事12億円の工事、この事業費なんですけれども、先ほどの交付金ともう1つが組合債ということなんですけれども、その組合債、この事業債ですね、起債しているんですけど、これを防災減災国土強靱化緊急対策事業債で充てているんですけれども、これを充てられる、その当事業に対して、この事業債が充てられる理由をお聞かせください。

○栄野比和光 議長

天貝 総務課長。

○天貝壽也 総務課長

ただ今のご質疑にお答えいたします。通常、循環型社会形成推進交付金に係る地方債については、一般廃棄物処理事業債を活用して起債させてもらっておりますが、緊急的に国の今回補正予算の方で要望し、当該交付事業については、防災減災国土強靱化のための5カ年加速化対策に基づく補助事業としての名目

で補助金の内示を受けているところでございます。

なお、そこで今回起債メニューについても当該交付金に関連する防災減災国土強靱化緊急対策事業債としても申請をしているところでございます。以上です。

○栄野比和光 議長

又吉亮 議員。

○又吉亮 議員

ありがとうございます。防災減災国土強靱化というところでその辺も対象事業で充てられて、その起債のメニューが使えるというところの説明だと思うんですけど、じゃもう1つお聞かせいただきたいのが緊急防災減災事業債というものがあって、これが交付税措置率が70%のものがございます。今回、国土強靱化の事業債に関しては、交付税措置率が50%、それよりも高い交付税措置率がある事業債のメニューがあるんですけども、それが充てられない理由についてお聞かせください。

○栄野比和光 議長

天貝 総務課長。

○天貝壽也 総務課長

お答えいたします。今おっしゃっていた事業の関係なんですけれども、我々が当該事業を交付金申請事業債を使うにあたり、県の方と調整をさせていただいております。県の方からこのメニューの活用ということで、お話がありまして、ここで動いているところでございます。

今おっしゃっていたこのメニューが使えるかどうかとか、その辺についてはちょっと承知していないんですけれども、現段階では県と調整していく中ではこちらの交付金については、このメニューでいこうということでありましたので、そこで動いているという状況ではございます。以上です。

○栄野比和光 議長

ほかに質疑はありませんか。

(『質疑なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

これより議案第8号について討論に入ります。討論はありませんか。

(『討論なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第8号、令和6年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第2号)について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

異議なしと認めます。よって、議案第8号、令和6年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第2号)について、原案のとおり可決いたしました。

休憩いたします。

休憩 (午前10時44分)

再開 (午前10時44分)

○栄野比和光 議長

再開いたします。

お諮りいたします。本臨時会において議案等が議決されましたが、会議規則第37条の規定により、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 (午前10時45分)

再開 (午前10時45分)

(閉会してよいか確認)

○栄野比和光 議長

再開いたします。

以上をもちまして本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

よって、令和6年度第3回倉浜衛生施設組合議会臨時会を閉会いたします。
大変お疲れさまでございました。

閉会 (午前10時45分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年 6 月 19 日

議 長 栗野 比 和 光

会議録署名議員 桑江 直 哉

会議録署名議員 又 吉 亮